

学校いじめ防止基本方針

鹿児島玉龍高等学校

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかなければならない。

鹿児島玉龍高校の生徒がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が「いじめは絶対に許されない。」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかなければならない。

- ・全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにいじめが行われなくなるようにする。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- ・家庭、地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の克服に当たる。

学校教育目標

「潑瀾・躍進・玲瓏」の校訓のもと、文武両道、行学一体の伝統を継承し、中高一貫教育校として、真の学力向上を図り、豊かな人間性や国際性を培い、社会に貢献する有為な人材を育成する。

教育関係法規

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・いじめ防止対策推進法等

いじめ防止対策委員会

- 目的**
- ・全教育活動を通して、道徳的実践力を養わせる学習活動の推進や、いじめ防止に関する年間計画を作成し、いじめ問題の未然防止、早期発見、対応ができるよう連絡・調整を行う。また、必要に応じて家庭・地域や関係機関等との連携を密にし、その解決を促進する。
- 組織構成**
- ・校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、教育相談係、養護教諭、本校スクールカウンセラー及び外部専門家
 - ※必要に応じて関係教諭、部活動顧問等
- 運営**
- ・年4回の定例会を開催し、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。その際の構成委員は必要に応じたメンバーとする。

時代や社会の要請

- ・国際化、情報化社会の変化への対応
- ・いじめの問題や不登校問題等への対応と解決
- ・生涯学習の推進

学校経営の努力目標

- ・真の学力向上に努める。
- ・豊かな人間性の育成に努める。
- ・国際性の育成に努める。

学校や地域社会の実態

- ・高校生、中学生の意識及び実態の把握
- ・教師及び保護者の願い
- ・地域社会からの要請

P T Aとの連携

- ・P T A理事会
- ・P T A総会
- ・学年P T A
- ・学級P T A等
- ・学校評価アンケートの活用

学 校 の 取 組

- 【いじめの未然防止】**
- ・授業規律の徹底と規範意識を高める集団づくり
 - ・一人一人に配慮したわかる授業づくり
 - ・いじめ問題を考える週間における統一LHR
 - ・ホームルーム活動を通して望ましい人間関係づくり
(※いじめに対する適切な対応のあり方を考えさせ、身につけさせる。)
 - ・教科指導や外部指導者の講話を通しての情報モラル教育の充実
 - ・いじめ問題に関する校内研修の計画と実施等
- 【いじめの早期発見 (いじめを訴えやすい環境を整える)】**
- ・生活記録を活用した生徒の観察
 - ・生活実態調査やいじめに関するアンケート調査
 - ・学校楽しいーとの実施
 - ・教育相談の実施
 - ・いじめに関わる情報の収集と分析及び共有
 - ・校内研修による教職員の意識向上
 - ・学校新聞や学年、学級P T Aを通じた学校の取組の発信
- 【いじめへの早期対応】**
- ・関係生徒への事実確認と支援及び指導
 - ・スクールカウンセラーの効果的な活用(講話、研修等)
 - ・保護者(被害者生徒、加害者生徒、その他の全ての生徒)への対応

市教委との連携

- ・指導主事の派遣及び助言
 - ・研修会等への講師依頼
- <鹿児島市教育委員会青少年課>
TEL 227-1971

関係機関との連携

- ・県教委の指導主事派遣及び助言
- ・警察
- ・児童相談所
- ・学校ネットパトロール
- ・福祉機関や医療機関等

【年間計画】

月	内	容
	いじめ防止のための措置	いじめの早期発見の措置
4	<ul style="list-style-type: none"> ・担任引継会（新旧担任及び旧中3担任） ・いじめの問題を考える週間 （統一LHR：各学年ごとにテーマを設けて実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の検討 ・職員会議での情報共有 ・生活記録の活用（通年） ・三者面談，二者面談 ・いじめ防止対策委員会①
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関する標語，ポスターの募集 ・PTA総会，学年・学級PTA（保護者への啓発活動） ・情報モラルに関する講演会（保護者向け） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査①（本校独自） ・学校楽しいーと① ・SNSチェックシート①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する講話（6/26（火）15:35～16:35） ・学年・学級PTA（3年）（保護者への啓発活動） 	
7		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のいじめの実態調査①（県） ・三者面談，二者面談 ・いじめ防止対策委員会②
8		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題を考える週間 （統一LHR：各学年ごとにテーマを設けて実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校楽しいーと②
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学年学級PTA（1・2年）（保護者への啓発活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談
11		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のいじめの実態調査②（県） ・いじめ防止対策委員会③
12		
1		<ul style="list-style-type: none"> ・生活実態調査②（本校独自） ・二者面談 ・学校楽しいーと③ ・SNSチェックシート②
2		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のいじめの実態調査③（県） ・いじめ防止対策委員会④
3		<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の検討

① 生徒指導部企画係会：毎週1回

② いじめ防止対策委員会：年4回（金曜）実施（必要に応じて臨時の委員会）

③ スクールカウンセラー：木曜午後，金曜終日 来校

④ 生活実態調査（本校独自）：年2回実施

⑤ いじめ問題等に関する調査（県に報告）：年3回実施